

第 11 回 第 2 農地部 会議事録

日 時 平成30年11月16日(金) 午後3時00分

場 所 津市一志庁舎 2階 第1会議室

出席部会委員 6^{たぐち}田口^{よしのり}慶則・7^{むくした}棕下^{たもつ}保・14^{みやもと}宮本^{まさはる}政春・15^{もりやま}守山^{たかゆき}孝之
16^{なかたに}中谷^{ひでや}秀也・17^{にしもり}西森^{よしのり}偉統・18^{ゆうき}結城^{しんぞう}晋三・20^{もろと}諸戸^{よしあき}善昭
22^{なかの}中野^こたつ子・23^{かたおか}片岡^{まさいく}眞郁

以上10名

欠席部会委員

議長 第2農地部会長 諸戸 善昭

事務局職員 長谷川事務局次長・若松主査

総合支所 久居：藤巻担当主幹 一志：坂口担当主幹 白山：境担当副主幹
美杉：東山担当副主幹

議事録署名者 14宮本 政春・16中谷 秀也

事項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(所有権移転)

報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(使用貸借)

報告第6号 時効取得による所有権の移転について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について(地役権)

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(所有権移転)

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（地上権）

議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）

議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について <別冊>

議 事 の 大 要

議 長 第11回第2農地部会を開会させていただきます。
本日は全員出席ですので、よろしくお願いいたします。
議事録署名者を指名させていただきます。14番 宮本政春委員、16番 中谷秀也委員、よろしくお願いいたします。

まず始めに、本会に付記されました議案につきましては事前に通知いたしましたとおりです。よろしくお願いいたします。

会長の専決等の報告事項にはいります。報告第1号から報告第6号につきまして事務局から一括して報告をお願いします。

事 務 局 すみません。座って失礼いたします。議案の審議に入らせていただく前に、恐れ入りますが議案書の差し替えをお願いいたします。

差し替えを行う理由でございますが、事前に皆様に送付させていただきました旧議案書の12ページ、議案第4号の番号2、3、5の案件につきまして現在補正中のため、本日の部会での審議に間に合わず削除させていただくことといたしました。

また、旧議案書の14ページ、議案第4号の番号15の案件につきまして、申請書の補正がありましたので、施設の概要に「進入用道路・資材置場用地」を追加させていただきました。

なお、これらの削除に伴い、旧議案書の14ページ下の議案第4号の合計欄、議案第5号以降のページ数について、新議案書のとおり訂正させていただいたところでございます。

以上で、議案書の差し替えについての説明を終わります。大変申し訳ございませんがよろしくお願いいたします。

事務局

続きまして、報告事項の説明をさせていただきます。議案書の1ページをお願いいたします。

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。

番号1から5で、件数は5件、合計面積はいずれも田で15,524㎡でございます。

これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものであります。

2ページから3ページをお願いいたします。

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、でございます。

番号1から3で、合計件数は3件、合計面積は13,896.66㎡で、その内訳は田が6,344㎡、畑が7,513㎡、その他が39.66㎡でございます。

これらにつきましては、相続の届出でございます。

なお、現況地目が宅地になっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。

4ページをお願いいたします。

報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、でございます。

番号1、2 駐車場用地
でございます。

以上、件数は2件で、合計面積はいずれも畑で609㎡でございます。

5ページをお願いいたします。

報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。

番号1 社会福祉施設用地
番号2 駐車場用地・物置用地
番号3、4 駐車場用地

でございます。

以上、件数は4件で、合計面積は2,969.48㎡で、その内訳は田が2,268㎡、畑が701.48㎡でございます。

6ページをお願いいたします。

報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（使用貸借）でございます。

番号1 一般個人住宅用地
でございます。

以上、件数は1件で、合計面積は畑で290㎡でございます。

7ページをお願いします。

報告第6号 時効取得による所有権の移転について、でございます。

番号1、権利者 _____、申請地は田で856㎡、取得年月日は昭和60

年6月30日でございます。

この案件につきましては、権利者は当該土地を20年以上にわたり自己の所有地として維持管理しており、取得時効が成立しています。

報告案件につきまして、以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局から報告がありましたとおりですので、よろしくお願いいたします。

それでは、議案事項に入らせていただきます。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。8ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）、でございます。

番号1、地区 久居、受人 _____、面積 20,926㎡、渡人 _____、面積 1,524㎡、申請地 戸木町北興_____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積 130㎡ 外1筆、合計面積 237㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足のため営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号2、地区 久居、受人 有限会社 _____ 取締役 _____、面積 1,173,943.31㎡、渡人 _____、面積 2,832㎡、申請地 須ヶ瀬町福森_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 2,090㎡ 外4筆、合計面積 2,832㎡。

これにつきましては、受人は、遠方のため離農する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号3、地区 栗葉、受人 _____、面積 35,255㎡、渡人 _____、面積 6,415㎡、申請地 稲葉町中山_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 362㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化による労力不足のため営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号4、地区 栗葉、受人 _____、面積 35,255㎡、渡人 _____ 外1名、面積 10,370.31㎡、申請地 稲葉町藤倉_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 1,127㎡ 外1筆、合計面積 2,529㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足のため営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号5、地区 川口、受人 _____、面積 0㎡、渡人 _____、面積 6,061㎡、申請地 白山町川口大坪_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,754㎡ 外6筆、合計面積 6,010㎡。

これにつきましては、受人は、遠方のため離農する渡人から申請地を譲り受け、新規に営農を行うものです。

番号6、地区 八ツ山、受人 _____、面積 4,611㎡、渡人 _____、面積 409㎡、申請地 白山町山田野下司名_____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積 115㎡ 外1筆、合計面積 409㎡。

これにつきましては、受人は、遠方のため離農する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号7、地区 奥津、受人 _____、面積 0㎡、渡人 _____、面積 2,661㎡、申請地 美杉町奥津尻江_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 996㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足のため営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、美杉地域における空き家取得に伴う別段面積を適用して、農地を取得するものです。

以上、件数は7件、合計面積は13,375㎡、このうち田が8,051㎡、畑が5,324㎡でございます。

この案件につきまして、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。1番、2番、お願いします。

田口委員 6番、田口です。去る9日の日に農業委員の諸戸さん、椋下さん、私、と地元推進委員で現地確認をしてまいりました。1番ですけど、場所は_____の北側です。何も問題ないと思います。

2番ですけど、先ほどと同一人で見えてまいりました。場所は_____から北西へ約300mのところですので、これも何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。3番、4番お願いします。

椋下委員 7番、椋下でございます。11月9日の日に諸戸部会長と田口委員さん、地元推進委員と久居総合支所職員と私とで確認をしてまいりました。3番でございますが、場所は_____から北へ約400mのところでございます。事務局の説明どおりでございます、何ら問題はないと考えます。4番でございますが、これも11月9日の日に諸戸部会長と田口委員さん、地元推進委員と久居総合支所職員と私とで確認をしてまいりました。場所は、_____から北へ約500mのところと、_____から北へ約30mのところでございます。事務局の説明のとおりでございます、何ら問題はないと考えますのでよろしくご審議を願います。

議長 ありがとうございます。5番お願いします。

中谷委員 16番、中谷です。11月9日の日に西森・中谷両委員と地元推進委員、行政書士と白山総合支所職員とで確認をしてみました。場所は_____から北側へ100m以内に5件、_____から南側へ100m以内に2件と北と南に分かれています。渡人は遠方にみえるため、親戚である受人に土地を譲渡して、耕作してもらおうとするものです。受人は_____ですけれども、両親の機械等を借りて耕作をしようということでしたので、何ら問題はないかと思えます。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。6番お願いします。

西森委員 17番、西森です。11月9日、中谷・西森両委員と地元推進委員、白山総合支所職員とで立会いをさせていただきました。場所は、_____地区内にある_____というお寺の南側でございます。現況としては畑として耕作されており、非常にきれいな状態で管理されておりました。そのまま地元の方が引き継ぐということで、何ら問題はないと考えさせていただきました。以上です。

議長 ありがとうございます。7番お願いします。

結城委員 18番、結城です。9日の日に地元推進委員と事務局で現地を確認いたしました。渡人は管理維持が困難なため、営農規模を縮小して譲渡したいとのことでした。受人は美杉の土地・建物を譲り受け、生活をしていきたいとのことで、今回の売買は美杉特有の空き家バンクの対象でございます。野菜を作って楽しみたいとのことでございます。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいのですが、どうです。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 よろしいですか。それではお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第1号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第1号については許可することを決定したいと思います。

続きまして、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について（地役権）を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。10ページをお願いいたします。
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（地役権）でございます。

番号1、地区 倭、借人 合同会社 _____ 代表社員 株式会社 _____

____ 職務執行者 _____、地役権を設定している面積0㎡、貸人 _____
面積 4,512㎡ 申請地 白山町南出東兵司____、台帳地目・
現況地目とも田、面積 561㎡ 外1筆、合計面積 1,129㎡。

これにつきましては、借人は、24年間の地役権を設定し、申請地の空中に
太陽光発電事業のための送電線を設置しようとするものです。

番号2、地区 八ツ山、借人 合同会社 _____ 代表社員 株式会社 _____
職務執行者 _____、地役権を設定している面積0㎡、貸人 _____
面積 1,946㎡、申請地 白山町古市東沖____、台帳地目・現
況地目とも畑、面積 727㎡。

これにつきましては、借人は、24年間の地役権を設定し、申請地の空中に
太陽光発電事業のための送電線を設置しようとするものです。

番号3、地区 八ツ山、借人 合同会社 _____ 代表社員 株式会社 _____
職務執行者 _____、地役権を設定している面積0㎡、貸人 _____
面積 4,205.22㎡、申請地 白山町古市東沖____、台帳地目・
現況地目とも畑、面積 538㎡。

これにつきましては、借人は、24年間の地役権を設定し、申請地の空中に
太陽光発電事業のための送電線を設置しようとするものです。

番号4、地区 八ツ山、借人 合同会社 _____ 代表社員 株式会社 _____
職務執行者 _____、地役権を設定している面積0㎡、貸人 _____
面積 13,774㎡、申請地 白山町古市東沖____、台帳地目・
現況地目とも畑、面積 614㎡。

これにつきましては、借人は、24年間の地役権を設定し、申請地の空中に
太陽光発電事業のための送電線を設置しようとするものです。

番号5、地区 八ツ山、借人 合同会社 _____ 代表社員 株式会社 _____
職務執行者 _____、地役権を設定している面積0㎡、貸人 _____
面積 4,164㎡、申請地 白山町古市東沖____、台帳地目・現
況地目とも田、面積 1,442㎡。

これにつきましては、借人は、24年間の地役権を設定し、申請地の空中に
太陽光発電事業のための送電線を設置しようとするものです。

番号6、地区 八ツ山、借人 合同会社 _____ 代表社員 株式会社 _____
職務執行者 _____、地役権を設定している面積0㎡、貸人 _____
面積 1,597㎡、申請地 白山町古市東洞____、台帳地目・現
況地目とも畑、面積 128㎡。

これにつきましては、借人は、24年間の地役権を設定し、申請地の空中に
太陽光発電事業のための送電線を設置しようとするものです。

以上、件数は6件、合計面積は4,578㎡、このうち田が2,571㎡、
畑が2,007㎡でございます。

この案件につきまして、農地法第3条第2項ただし書きの規定に該当するこ
とから、許可要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いします。1番お願いします。

中谷委員 16番 中谷です。1番を説明させていただきます。9日の日に西森・中谷両委員と地元推進委員、白山総合支所の職員と業者の方で確認させていただきました。この案件では、本来立会いはないのですけれども、このあとの13ページの議案第4号、番号11及び12で審議いただく内容で、同じ日に本庁立会いの下現地確認があり、この際一緒に守山会長、諸戸部会長と事務局も一緒に確認をしていただきました。場所は旧_____から南西へ約150mあたりです。送電線のための地役権でありまして、耕作もそのままされるとうことで、何ら問題はないかと思われまますのでよろしくお願いをいたします。

議 長 次に2番から6番お願いします。

西森委員 17番、西森です。2番から6番、説明させていただきます。11月の9日中谷・西森両委員と地元推進委員、それから白山総合支所の職員というメンバーで立会いをさせていただきました。現況ですが、地元推進委員が申請地の一部を現在耕作されておりまして、残りの場所については、荒地という状況でございました。地役権ということで上空の話ですので、耕作には影響ないし、地元としてこれといった話はありませんでした。場所は、_____集落から離れ_____方面へ入ったところになるのですけれども、ちょうど建物も立っていないような状況でございました。地役権ということで何ら問題はないと判断させていただきます。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。ただいま地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いします。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 どうです、よろしいですか。それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第2号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第2号については許可することを決定したいと思います。

続きまして、議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事 務 局 11ページをお願いします。
議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、でございます。

番号1、地区 大三、申請者 _____、申請地 白山町二本木沖広_____
__、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 353㎡ 外1筆、合計面積 4

81㎡。

これにつきましては、申請地を農業用倉庫用地とするものですが、昭和50年頃から同じ目的で使用されており、始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は1件で、合計面積は畑で481㎡でございます。この案件につきまして、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。事務局の説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いします。

中谷委員 16番 中谷です。9日の日に西森・中谷両委員と白山総合支所職員、行政書士とで確認をしてまいりました。場所は_____から南東へ約250mのところですが、現在も農業用倉庫が建っておりまして、事務局の説明どおり、始末書も出ておりますので何ら問題はないかと思っております。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。地元委員の説明がございましたが、皆さん方の意見をお聞きしたいと思います。いかがですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それではお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第3号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第3号については許可することと決定したいと思います。

続きまして、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 12ページをお願いいたします。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 久居、受人 _____、渡人 _____、申請地 戸木町濱塚_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 737㎡ 外1筆、合計面積 922㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、354.24㎡、パネルの設置率は、架台に20度の傾斜をつけることによる影の影響で間隔を広くとる必要があることから、転用面積の38.4%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 久居、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、
渡人 _____、申請地 久居藤ヶ丘町西硯石 _____、台帳地目 山林、現
況地目 田、面積 3 6 3 m² 外1筆、合計面積 2, 0 1 2 m²。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光
発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、6 8 6. 4 m²、パネルの設
置率は、メンテナンス等の車両の進入路を確保すること、法面をさけてパネル
を設置することから、転用面積の3 4. 1%になります。農地区分は、第2種
農地と判断されます。

番号3、地区 久居、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、
渡人 _____、申請地 久居相川町硯石 _____、台帳地目・現況地目とも
田、面積 1, 3 2 2 m² 外1筆、合計面積 1, 3 7 4 m²。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光
発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、5 6 1. 6 m²、パネルの設
置率は、転用面積の4 0. 9%になります。農地区分は、第2種農地と判断さ
れます。

番号4、地区 久居、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、
渡人 _____、申請地 久居相川町硯石 _____、台帳地目・現況地目とも
田、面積 2 5 1 m² 外3筆、合計面積 2, 2 1 0 m²。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光
発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、5 6 1. 6 m²、パネルの設
置率は、メンテナンス等の車両の進入路を確保すること、法面近くに基礎であ
るスクリーンを打ち込むと強風時に法面崩壊の恐れがあるため法面から離隔す
ること、南側の畔と畔の間の土地が6 m程しかなく設置不可であることから、
転用面積の2 5. 4%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 久居、受人 _____、渡人 _____、申請地 久居相川
町硯石 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 2 2 9 m²。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光
発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、次の番号6で許可を受けよ
うとする隣接地との一体的利用により4 0 3. 6 5 m²、設置率は、転用面積の
4 2. 6%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 久居、受人 _____、渡人 _____、申請地 久居相川
町硯石 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 7 1 9 m²。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光
発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、先の番号5で許可を受けよ
うとする隣接地との一体的利用により4 0 3. 6 5 m²、設置率は、転用面積の
4 2. 6%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 栗葉、受人 _____、渡人 _____ 外1名、申請地 大
鳥町西野 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 1 4 8 m² 外2筆、合
計面積 4 4 5 m²。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光
発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、1 8 0. 3 6 m²、パネルの

設置率は、転用面積の40.5%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 大井、受人 _____ 株式会社 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 一志町井生平尾 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 393㎡ 外1筆、合計面積 538㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、隣接地との一体的利用により735㎡、設置率は、同様に一体的利用により、50.4%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号9、地区 川合、受人 _____ 外1名、渡人 _____、申請地 一志町片野北浦 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 241㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を一般個人住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号10、地区 川口、受人 _____、渡人 _____、申請地 白山町川口稽古野 _____、台帳地目 田、現況地目 雑種地、面積 51㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を宅地進入用道路とするものですが、昭和62年から同じ目的で使用されており、始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号11、地区 倭、受人 合同会社 _____ 代表社員 株式会社 _____ 職務執行者 _____、渡人 _____ 外1名、申請地 白山町南出東兵司 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 730㎡ 外2筆、合計面積 2,454㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を資材置場用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号12、地区 倭、受人 合同会社 _____ 代表社員 株式会社 _____ 職務執行者 _____、地上権者 _____ 株式会社 支配人 _____、渡人 _____、申請地 白山町南出東兵司 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 353㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を鉄塔敷地及び進入用道路、資材置場用地とするものですが、その後当該地を _____ 株式会社に地上権設定するものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号13、地区 八知、受人 _____ 代表役員 _____、渡人 _____、申請地 美杉町八知南瀬古 _____、台帳地目 畑、現況地目 境内地、面積 105㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を物置用地及びトイレ用地、浄化槽用地とするものですが、平成17年から同じ目的で使用されており、始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号14、地区 上多気、受人 _____、渡人 _____、申請地 美杉

町上多気土井沖____、台帳地目 畑、現況地目 雑種地、面積 33㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を農業用倉庫用地とするものですが、昭和45年から同じ目的で使用されており、始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号15、地区 上多気、受人____、渡人____、申請地 美杉町上多気町屋____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 157㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を一般個人住宅用地とするものですが、昭和25年から同じ目的で使用されており、始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は15件、合計面積は11,843㎡、このうち田が8,248㎡、畑が3,180㎡、その他が415㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。1番から6番までお願いします。

田口委員 6番 田口です。去る9日の日に見てまいりました。諸戸さんと棕下さんと私と久居総合支所の職員、地元推進委員で見てまいりました。場所は、______団地の南側を走る道路より西へ約100m行ったところです。何ら問題ないと思います。

2番から4番は、9日の午後、本庁事務局と守山会長、諸戸部会長、地元推進委員と私で見てまいりました。場所としてはすべて同じで、______交差点から南へ約150mのところ です。

5番、6番も場所は一緒に、午前中に見てまいりました。先ほど事務局から説明がありましたが、ちょっと道路幅が狭いので、それだけ控えてくれとは言ってまいりましたが、特に問題ないと考えています。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。7番、お願いします。

棕下委員 7番、棕下でございます。11月9日に諸戸部会長と田口委員、地元推進委員と久居総合支所職員と私とで見てまいりました。場所は______バス停から西へ約400mのところでございます。事務局の説明のとおり何ら問題ないと考えますのでよろしくご審議願います。

議長 ありがとうございます。8番、お願いします。

宮本委員 14番、宮本です。9日の日に守山会長と片岡委員、地元推進委員、事務局の立会いで確認をしてまいりました。場所は、______集落の南側です。家と家の間に申請地があり、隣接する地目宅地を一体利用し、太陽光発電をされるとのことで何ら問題ないように思いました。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。9番、お願いします。

片岡委員 23番、片岡でございます。11月9日の日に守山会長、宮本委員、私と地元推進委員、事務局ということで立会いをいたしました。_____のそばになるのですが、事務局から説明がありましたように何ら問題ないということで了解を得ておりますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 ありがとうございます。10番から12番、お願いします。

中谷委員 16番、中谷です。11月9日の日に西森・中谷両委員と地元推進委員、白山総合支所職員、行政書士立会いのもと確認をしてまいりました。場所は_____から北へ70mです。渡人の_____さんが、受人の_____さんに宅地等を含めて譲渡するのですが、道路から宅地に侵入する進入路が農地のままであるということで、それを今回出てきたわけです。始末書も提出されておりますので何ら問題はないかと思えます。

続きまして11番、12番ですけれども、11月9日の日に守山会長、諸戸部会長、事務局、西森・中谷両委員と地元推進委員、白山総合支所の職員、行政書士と工事関係者立会いの上、確認してまいりました。太陽光発電事業に係る資材置場とする申請が出ております。何ら問題はないかと思われますので、よろしくお願いをいたします。

議長 ありがとうございます。13番から15番、お願いします。

結城委員 18番、結城です。まず13番八知につきましては、9日の日に地元推進委員と事務局で現地確認をいたしました。寺の設備が老朽化してきたということで、物置、便所、合併浄化槽の設置が必要ということで申請をされました。

14番上多気ですが、これも地元推進委員と事務局で現地確認をいたしました。昭和45年頃から、既に農機具倉庫として使用されており、無断転用となっておりますが、始末書の提出及び現状写真が添付されておることから、よろしくお願ひしたい。

15番については、親戚関係になりますが、建物を別荘として譲り受けたい。このたび、土地の分筆登記が完了したので、改めて手続きを経て、宅地として譲り受けたいということでございます。よろしくお願ひします。以上です。

議長 ありがとうございます。地元委員の説明が終わりました。皆さん方の意見をお聞きしたいと思います。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 よろしいですか。それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第4号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。異議なしと認め、議案第4号については許可することに決定したいと思います。

続きまして、議案第5号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局

14ページをお願いいたします。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）でございます。

番号1、地区 栗葉、借人 _____ 合同会社 代表社員 _____、貸人 _____、申請地 大鳥町西野_____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積 839㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の賃貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、320.64㎡、パネルの設置率は、不整形地であるため、転用面積の38.2%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 栗葉、借人 _____、貸人 _____、申請地 大鳥町西野_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 161㎡ 外2筆、合計面積 510㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の賃貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、173.68㎡、設置率は、通路を確保するために、境界からフェンスを控えて設置することから転用面積の34.1%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 川合、借人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、貸人 _____、申請地 一志町片野堂ノ城_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積442㎡ 外1筆、合計面積 577㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の賃貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、290.5㎡、パネルの設置率は、転用面積の50.3%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 川合、借人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、貸人 _____、申請地 一志町片野北浦_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 892㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の賃貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、673.38㎡、パネルの設置率は、転用面積の75.5%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は4件、合計面積は2,818㎡、このうち田が839㎡、畑が1,979㎡でございます。

この案件につきまして、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。12ページをお願いいたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長	事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思えます。1番、2番、お願いします。
椋下委員	7番、椋下でございます。1番、2番は近接してございまして、11月9日の日に諸戸部会長と田口委員、地元推進委員、久居総合支所職員と私とで確認をさせていただきました。場所は、_____バス停から約400mのところでございます。事務局の説明どおり何ら問題はないと考えますので、よろしくお願ひいたします。
議 長	ありがとうございます。3番、4番 お願いします。
片岡委員	23番、片岡でございます。11月9日の日に守山会長、宮本委員、私と事務局2名と、地元推進委員で立会いをさせていただきました。_____近くになるのですけれども、先ほど説明がありましたように、50%を超えるような比率でございまして、何ら問題ないということで確認をしております。どうかよろしくご審議をお願いいたします。 それから4番の川合につきましても、同じく_____の近くでございまして、守山会長、宮本委員、事務局、それから地元推進委員さん立会いのもと確認をさせていただきました。事務局の説明どおり何ら問題ないということで確認をしておりますので、どうかよろしくご審議のほどお願ひいたします。
議 長	地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第5号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第5号については許可することに決定したいと思います。 続きまして、議案第6号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について（地上権）を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	15ページをお願いいたします。 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（地上権）でございます。 番号1、地区 久居、借人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、貸人 _____、申請地 戸木町沓碓 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 717㎡。 これにつきましては、借人は、貸人との間に21年間の地上権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、隣接地との一体的利用により590.4㎡、設置率は、同様に一体的利用により、43.5%

になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 栗葉、借人 _____、貸人 _____、申請地 庄田町中川原_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 185㎡ 外1筆、合計面積842㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の地上権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、590.4㎡、パネルの設置率は、転用面積の70.1%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は2件、合計面積は1,559㎡、このうち田が717㎡、畑が842㎡でございます。

この案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 事務局より説明がありました。地元委員のご意見をお伺いしたいと思えます。1番、お願いします。

田口委員 6番、田口です。去る9日の午前中に見てまいりました。私と諸戸部会長と椋下さんと地元推進委員と久居総合支所職員と見てまいりました。場所は、_____の北側でございます。何も問題ないと思えます。

議 長 ありがとうございます。2番、お願いします。

椋下委員 7番、椋下でございます。去る9日に諸戸部会長、田口委員、地元推進委員と久居総合支所職員と私とで確認をさせていただきました。場所は、_____から南へ約300mのところでございます。事務局の説明どおりでございます。何ら問題はないと思えますのでよろしくご審議願います。

議 長 地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いします。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 よろしいですか。それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第6号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第5号については許可することに決定したいと思います。

続きまして、議案第7号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 16ページをお願いいたします。
議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）

でございます。

番号1、地区 久居、借人 有限会社 _____ 代表取締役 _____、
貸人 _____、申請地 久居明神町大釜 _____、台帳地目・現況地目とも
畑、面積 2,783㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に30年間の使用貸借権を設定し、
申請地を豚舎とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 川合、借人 有限会社 _____ 代表取締役 _____、
貸人 _____、申請地 一志町片野南浦 _____、台帳地目・現況地目とも
畑、面積 716㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に永年間の使用貸借権を設定し、
申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、374.4
㎡、パネルの設置率は、転用面積の52.3%になります。農地区分は、第2
種農地と判断されます。

番号3、地区 大三、借人 _____、貸人 _____、申請地 白山町二
本木沖広 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 459㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に30年間の使用貸借権を設定し、
申請地を農家住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されま
す。

番号4、地区 大三、借人 _____、貸人 _____、申請地 白山町三
ヶ野大井谷 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 395㎡ 外1筆、
合計面積 584㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の使用貸借権を設定し、
申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、隣接地との
一体的利用により472.32㎡、設置率は、同様に一体的利用により、45.
3%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は4件、合計面積は畑で4,542㎡でございます。

この案件につきまして、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可
要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局より説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意
見をお伺いします。1番、お願いします。

田口委員 6番、田口です。去る9日の午後、会長、部会長、本庁の事務局の人たちと
私と、地元推進委員で見てまいりました。_____の農場と_____の間より
北側です。これも何ら問題ないと思いますので、よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。2番、お願いします。

片岡委員 23番、片岡でございます。11月9日の日に守山会長、宮本委員、事務局、
地元推進委員の方と立会いをさせていただきました。事務局より説明がありま

したとおり、条件の上でも何ら問題ないということで確認させていただいておりますので、ご審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。3番、4番、お願いします。

中谷委員 16番、中谷です。3番ですけれども9日の日に西森・中谷両委員と総合支所の職員、行政書士とで確認しました。場所は議案第3号でありました土地と隣り合わせた土地でありまして、_____南東約250mのところ。借人は現在アパート住まいをしておりますけれども、手狭となったために貸人である父よりこの土地を借り受けて、農家住宅を建てようとするものでありまして、なんら問題はないかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして4番ですけれども、これも9日の日に西森・中谷両委員と地元推進委員、総合支所の職員とで確認しました。業者も同席しております。場所は国道165号線_____の東約500mのところ。貸人の父親が高齢で、借人の息子さんが会社員の方で耕作もできないということで太陽光発電にしようということになったそうです。何ら問題はないかと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

議長 地元委員より説明がございましたが、皆様のご意見もお伺いしたいと思います。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第7号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第7号については許可することに決定したいと思います。

次に別冊でお配りしました議案第8号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。

資料の2枚目、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。

まず、久居地区をご覧ください。田の賃貸借、使用貸借で76,633㎡、畑の賃貸借、使用貸借で5,931㎡、契約件数は28件でございます。

一志地区につきましては、田の賃貸借で90,846.67㎡、畑の使用貸借で861㎡、契約件数は55件でございます。

白山地区につきましては、田の賃貸借で34,437㎡、畑の賃貸借、使用貸借で1,475㎡、契約件数は14件でございます。

美杉地区につきましては、田の使用貸借で391㎡、契約件数は1件でございます。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて202,307.67㎡、畑の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて8,267㎡、合計契約件数は98件、合計面積は210,574.67㎡となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は久居地区11件、一志地区23件、美杉地区1件で合計35件、合計面積は125,114.67㎡でございます。

なお、認定農業者への集積率は、件数で35.7%、面積で59.4%となっております。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

次に、3枚目からの「農用地利用集積計画の概要」でございますが、今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件がございますので、ご審議いただくにあたりまして、ご配慮いただきますようよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。今回の案件のうち、始めに、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当する案件について、ご審議をお願いします。

整理番号1、ほか3件についてです。_____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議長 この4件についていかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま、審議をいただきました4件について、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。この案件につきましては適正であると認め、市長に進達することにいたします。

議長 入室してください。

< 入 室 >

議長 それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきましてご審議をお願いします。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、お諮りします。ただいま、審議をいただきました案件について、
ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。これらの案件につきましても適正であると認め、市
長に進達することにいたします。

以上で、本部会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしました。
これをもちまして、第11回 第2農地部会を閉会します。

午後4時07分

上記は、第11回第2農地部会の議事を録したものである。

平成30年11月16日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____